

## 自主的にお休みした場合の基本保育料の取扱いと還付（返金）の手続きについて

基本保育料が発生する0歳児から2歳児クラスまでの文京区民の園児につきましては、以下のとおり、基本保育料を取り扱うとともに還付の手続きについてお知らせいたします。

### 1 対象

0～2歳児クラスの保護者（文京区民）

### 2 基本保育料の取扱いについて

同封の「新型コロナウイルス感染症対策の対応について」の「**(5) 集団形成の縮小**」のお願いに基づき自主休園を行った場合は、保護者の方へ以下の計算式に基づき算出した金額を還付（返金）します。

**【還付（返金）額＝ご自身の基本保育料×自主休園した日数（※）÷25日（10円未満切捨て）】**

- ※ 4月の1か月間で、1日も登園しない場合は、自主休園の日数を25日として計算します。
- ※ 用事や当日の風邪等、あらかじめ園に示していなかったお休みは、日数に含めることは出来ません。

### 3 対象期間

令和2年4月1日（水）から4月30日（木）まで

\*ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては期間が変更となることがあります。その際は別途お知らせいたします。

### 4 対象施設・事業

- (1) 認可保育所
- (2) 区立認定こども園
- (3) 小規模保育事業
- (4) 家庭的保育事業
- (5) 事業所内保育事業（地域枠）
- (6) 定期利用保育事業
- (7) 春日臨時保育所
- (8) グループ保育室こうらく

- 5 基本保育料還付（返金）の手続きについて  
基本保育料還付（返金）の手続きは、以下の書類をそれぞれ提出期限までにご提出ください。

- (1) 還付請求書【5月11日（月）までに区へ直接提出（郵送可）】

「〒112-8555 東京都文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター12階」

- (2) 休園予定兼確認書【3月30日（月）までに園に提出】

※3月30日に間に合わない場合は、お早めに提出してください。

※ただし、以下に記載する令和2年度4月新規開設園については、区へ直接提出してください。

《令和2年度新規開設園》

保育園名	
1	小石川ちとせ保育園
2	ちゃいれっく小石川保育園
3	文京白山雲母保育園
4	千石すきっぷ保育園
5	神田川ほとりに花咲く保育園
6	クオリスキッズ江戸川橋保育園
7	テンドーラビング保育園関口
8	クオリスキッズ水道橋保育園
9	MIRAZ本郷第二保育園
10	明日葉保育園西片園
11	キッズパートナー文京本駒込
12	このえ本駒込保育園
13	ちいさいおうち大塚仲町
14	洛和大塚みどり保育園
15	ちいさいおうち春日とモーハウス
16	家庭的保育室プチ・アンジュ

- 6 振込予定  
8月初旬を予定しております。

7 その他

- (1) 還付（返金）額は、基本保育料となります。  
(2) **基本保育料は、例月通りお支払いいただきます。**期間終了後、文京区において休園状況を確認し、指定の口座へお振込みいたします。

8 問い合わせ

- (1) 区立保育園に関すること  
幼児保育課幼児保育係 TEL 03-5803-1189  
(2) 私立保育園に関すること  
幼児保育課保育施設指導担当 TEL 03-5803-1845  
(3) 基本保育料還付（返金）の提出に関すること  
幼児保育課入園相談係 TEL 03-5803-1190